

大和郡山市通学路安全対策ガイドライン

平成26年4月

大和郡山市・大和郡山市教育委員会

1. 本ガイドラインの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路における児童生徒の安全確保が急務の課題とされ、本市においても、同年、一斉点検を実施しました。

本市においては、従来から、各小学校区における通学路の危険箇所の把握と改善について、学校・地域からの要望を受け、通学路の安全対策を進めています。

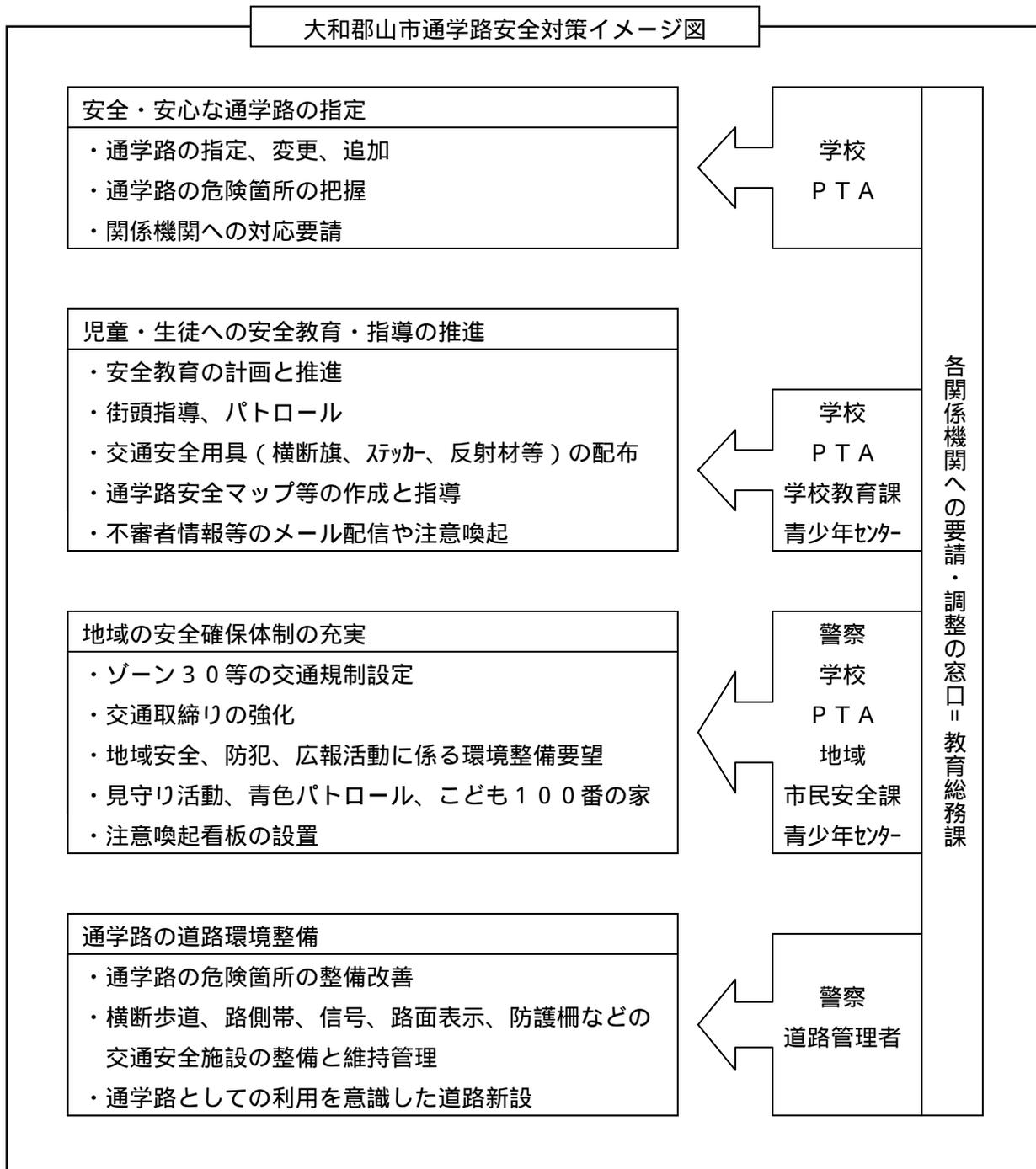
今後も継続して、取り組みを進めていくため、大和郡山市通学路安全対策ガイドラインを策定し、各関係機関の役割を明確にするとともに、迅速かつ効果的な安全対策の推進を図っていくこととしました。

2. 関係機関の主な役割

学校	より安全な通学路を指定し、通学路の危険箇所を把握するとともに、児童・生徒への安全教育や登下校時の安全指導を実施する。また、地域の核として関係機関へ通学路の改善を要望する。
P T A	通学路の危険箇所の把握、見守りなどの校外活動、家庭における安全教育等を行う。
市教育委員会（教育総務課・学校教育課・青少年センター）	学校による通学路指定及び児童・生徒への安全教育等に関し、その全体を把握し、学校への指導・助言を行う。また、通学路の安全確保に係る関係機関への要請・調整の窓口としての役割を担う。
道路管理者（市管理課・県土木事務所・国道事務所）	所管する道路に関して、学校が指定する通学路の整備や改善などの安全確保に取り組む。
警察	児童・生徒の安心、安全な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取り締まりに取り組む。
市民安全課	道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯等を通じた児童・生徒の安全確保に取り組む。
地域委員	地域における交通安全・防犯・広報活動や、地域安全に係る環境整備等の要望・要請を行う。

3. 本市における通学路安全対策の枠組み

上記関係機関の連携により、ハード面での安全対策を推進するとともに、児童・生徒が自ら安全を確保できる安全教育のソフト面での充実も図ることが必要である。



4．通学路合同点検

平成24年度において、上記関係機関が合同で全小学校区の通学路を再点検した結果、11小学校区のうち、80箇所の危険箇所に対して、平成25年度にかけて順次対策を講じてきました。

今後とも、新規の危険箇所が把握され、学校・PTAからの改善要望には、これまで以上に行政機関が緊密に連携しながら、その改善に向けた対応を行っていくものです。

また、各関係機関が合同で行う一斉点検については、通学路の新規指定状況や変更状況を念頭に、実施の要否について学校と協議することとします。

以上